

2025 年 4 月 1 日より、食事療養標準負担額が変わります。

食材費等が高騰していること等を踏まえ、健康保険法等の改定により、入院時の食事療養費の自己負担額が変更となります。

○ 70 歳以上の方

被保険者の所得区分			2025 年 3 月 31 日以前	2025 年 4 月 1 日以降
現 役 並 み 所得者	Ⅲ	3 割	1 食 490 円	1 食 510 円 ※1
	Ⅱ			
	Ⅰ			
一般	Ⅱ	2 割		
	Ⅰ	1 割		
低所得者	Ⅱ	1 割	1 食 230 円	1 食 240 円 ※2
	Ⅰ		1 食 110 円	1 食 110 円

○ 70 歳未満の方

被保険者の所得区分	2025 年 3 月 31 日以前	2025 年 4 月 1 日以降
区分ア	1 食 490 円	1 食 510 円 ※1
区分イ		
区分ウ		
区分エ		
区分オ	1 食 230 円	1 食 240 円 ※2

※1 難病患者・小児慢性特定疾患患者の場合 1 食 300 円

※2 過去 1 年間の入院日数が 90 日を超える場合 1 食 190 円